



お知らせ

雨水貯留タンク・浸透施設  
設置費を補助

雨水貯留・浸透施設設置費補助の内容

対象施設	補助限度
雨水貯留タンク※	1基4万円 住宅1棟につき2基まで
雨水浸透施設	1基2万5,000円 住宅1棟につき4基まで
浄化槽転用槽施設	1基6万円 住宅1棟につき1基まで

※貯留量は1基当たり100リットル以上

水被害の軽減や、庭の水はけを良くする効果があり、貯留タンクに貯めた雨水は植木への散水や打ち水に利用することができま

市では、雨水の流出を抑制し、市街地の浸水被害を解消するため、宅地内に雨水貯留・浸透施設を設置する場合は、設置費用の一部を補助します。浸透施設を設置すると浸

市内では、福祉や環境保全など、さまざまな分野でボランティア団体やNPO法人が活動しています。市では、これらの市民活動をより一層活発にし、全市民的に広げていくため、市民・

宇都宮を活気ある街へ  
市民活動助成基金  
にご協力を

宇都宮を活気ある街へ市民活動助成基金にご協力を

た、雨水を土に返すことで自然の水の流れに戻すことができます。庭の水はけが悪くてお困りの人や雨水を再利用したい人は、ご検討ください。貯留タンクの補助は、住宅1棟につき2基までですので、増設を考えている人もご利用ください。設置については条件がありますので、工事受付センターへご相談ください。

▽対象 市街化区域の住宅（主に住居の用に供する建物）を所有または占有している人。

▽対象施設 上の表の通り。

▽補助金額 施設設置に要する経費の3分の2。限度額は上の表の通り。

▽上下水道局工事受付センター ☎(633)3164

企業・行政で活動を支援する仕組みとして「市民活動助成基金」を設置しています。この基金は、市民・企業の皆さんによる寄付金と同額を行政でも支出する仕組みです。

地面に灯油やシンナーがこぼれると、地中の水道管までしみこみ、水道水が油臭くなる場合があります。こぼれたときは、すぐにその部分の土を入れ替えることをお勧めします。

もし、水道水が油臭くなってしまうたら、指定工事店（上下水道局から閲覧可）へご相談ください。未然防止のため、灯油タ

水道水が油臭くならないために

▽申込 みんなでまちづくり課（市役所10階）、各区分書（市街に置いてある寄付申込書）（市街からも取り出し可）に必要事項を書き、直接またはファクスで、み

んなでまちづくり課 ☎(632)2886、FAX(632)3268へ。

寄付をいただいた人には、助成団体の発表会のお知らせなどを送付します。

▽申込 みんなでまちづくり課（市役所10階）、各区分書（市街に置いてある寄付申込書）（市街からも取り出し可）に必要事項を書き、直

接またはファクスで、み

んなでまちづくり課 ☎(632)2886、FAX(632)3268へ。

企業・行政で活動を支援する仕組みとして「市民活動助成基金」を設置しています。この基金は、市民・企業の皆さんによる寄付金と同額を行政でも支出する仕組みです。

寄付をいただいた人には、助成団体の発表会のお知らせなどを送付します。

▽申込 みんなでまちづくり課（市役所10階）、各区分書（市街に置いてある寄付申込書）（市街からも取り出し可）に必要事項を書き、直

市内では、11月を水道加入促進強化月間とし、水道が利用できる地域で、現在水道を利用されていないお宅を訪ね、水道への加入をお願いしています。水道に加入すると、厳しい水質検査を行っている安全でお

安全・安心・おいしい水道水をご利用ください

身近な人権について  
みんなで考えましょう  
人権フェスタin11の

市内では、11月を水道加入促進強化月間とし、水道が利用できる地域で、現在水道を利用されていないお宅を訪ね、水道への加入をお願いしています。水道に加入すると、厳しい水質検査を行っている安全でお

市内では、11月を水道加入促進強化月間とし、水道が利用できる地域で、現在水道を利用されていないお宅を訪ね、水道への加入をお願いしています。水道に加入すると、厳しい水質検査を行っている安全でお

市内では、11月を水道加入促進強化月間とし、水道が利用できる地域で、現在水道を利用されていないお宅を訪ね、水道への加入をお願いしています。水道に加入すると、厳しい水質検査を行っている安全でお

市内では、11月を水道加入促進強化月間とし、水道が利用できる地域で、現在水道を利用されていないお宅を訪ね、水道への加入をお願いしています。水道に加入すると、厳しい水質検査を行っている安全でお

市内では、11月を水道加入促進強化月間とし、水道が利用できる地域で、現在水道を利用されていないお宅を訪ね、水道への加入をお願いしています。水道に加入すると、厳しい水質検査を行っている安全でお

市内では、11月を水道加入促進強化月間とし、水道が利用できる地域で、現在水道を利用されていないお宅を訪ね、水道への加入をお願いしています。水道に加入すると、厳しい水質検査を行っている安全でお

市内では、11月を水道加入促進強化月間とし、水道が利用できる地域で、現在水道を利用されていないお宅を訪ね、水道への加入をお願いしています。水道に加入すると、厳しい水質検査を行っている安全でお

市内では、11月を水道加入促進強化月間とし、水道が利用できる地域で、現在水道を利用されていないお宅を訪ね、水道への加入をお願いしています。水道に加入すると、厳しい水質検査を行っている安全でお

市内では、11月を水道加入促進強化月間とし、水道が利用できる地域で、現在水道を利用されていないお宅を訪ね、水道への加入をお願いしています。水道に加入すると、厳しい水質検査を行っている安全でお

ウェブで宇都宮の暮らしの良さを発信  
宇都宮と愉快地に過ごす100のヒト

ダブル  
プレイス

地元2つ、幸せ2倍。

住めば  
愉快だ  
宇都宮

UTSUNOMIYA

宇都宮のイメージ・魅力を高めていく「宇都宮ブランド戦略」。その一環として、宇都宮と東京などを行き来しながら生活を楽しむ「ダブルプレイス（2地域生活）」を実践している皆さんの視点を通して、宇都宮の暮らしの良さを紹介するウェブサイト「宇都宮と愉快地に過ごす100のヒト」<http://utsunomiya-dp.style/>を新たに開設しました。

宇都宮で交流するさまざまな人たちが、宇都宮ならではの人のつながりや暮らしの楽しみ方などを紹介しています。暮らしに役立つ情報も掲載していますので、ぜひ、ご覧ください。

☎広報広聴課 ☎(632)2129

市内では、11月を水道加入促進強化月間とし、水道が利用できる地域で、現在水道を利用されていないお宅を訪ね、水道への加入をお願いしています。水道に加入すると、厳しい水質検査を行っている安全でお

市内では、11月を水道加入促進強化月間とし、水道が利用できる地域で、現在水道を利用されていないお宅を訪ね、水道への加入をお願いしています。水道に加入すると、厳しい水質検査を行っている安全でお

市内では、11月を水道加入促進強化月間とし、水道が利用できる地域で、現在水道を利用されていないお宅を訪ね、水道への加入をお願いしています。水道に加入すると、厳しい水質検査を行っている安全でお

市内では、11月を水道加入促進強化月間とし、水道が利用できる地域で、現在水道を利用されていないお宅を訪ね、水道への加入をお願いしています。水道に加入すると、厳しい水質検査を行っている安全でお

市内では、11月を水道加入促進強化月間とし、水道が利用できる地域で、現在水道を利用されていないお宅を訪ね、水道への加入をお願いしています。水道に加入すると、厳しい水質検査を行っている安全でお

市内では、11月を水道加入促進強化月間とし、水道が利用できる地域で、現在水道を利用されていないお宅を訪ね、水道への加入をお願いしています。水道に加入すると、厳しい水質検査を行っている安全でお

市内では、11月を水道加入促進強化月間とし、水道が利用できる地域で、現在水道を利用されていないお宅を訪ね、水道への加入をお願いしています。水道に加入すると、厳しい水質検査を行っている安全でお

市内では、11月を水道加入促進強化月間とし、水道が利用できる地域で、現在水道を利用されていないお宅を訪ね、水道への加入をお願いしています。水道に加入すると、厳しい水質検査を行っている安全でお

市内では、11月を水道加入促進強化月間とし、水道が利用できる地域で、現在水道を利用されていないお宅を訪ね、水道への加入をお願いしています。水道に加入すると、厳しい水質検査を行っている安全でお

市内では、11月を水道加入促進強化月間とし、水道が利用できる地域で、現在水道を利用されていないお宅を訪ね、水道への加入をお願いしています。水道に加入すると、厳しい水質検査を行っている安全でお

市内では、11月を水道加入促進強化月間とし、水道が利用できる地域で、現在水道を利用されていないお宅を訪ね、水道への加入をお願いしています。水道に加入すると、厳しい水質検査を行っている安全でお

市内では、11月を水道加入促進強化月間とし、水道が利用できる地域で、現在水道を利用されていないお宅を訪ね、水道への加入をお願いしています。水道に加入すると、厳しい水質検査を行っている安全でお

◎市長とランチでトーク大学生編 ▽日時 11月19日(木)正午～午後1時▽会場 市役所内会議室▽内容 「教育」「健康・福祉」「産業」「暮らし・安全安心」「文化・スポーツ」「宇都宮の魅力」の6つのテーマから1つ選び、昼食を取りながら市長と懇談▽対象 市内に在住または通学している5～10人のグループ▽定員 抽選1グループ。未経験者優先▽費用 1人500円程度(昼食代)▽申込期限 11月9日(必着)▽その他 申し込み方法など、詳しくは、広報広聴課 ☎(632)2023へ。

## 関東・東北豪雨被災者支援制度 (11月1日現在)

### ■市・県民税の減免

▽内容 地方税法・市税条例などにより、実態に応じて減免。

▽対象 本人またはその扶養親族が所有し、居住している家屋または家財に受けた損害の金額（保険金などによる補填分を除く）が、その家屋または家財の価格の30パーセント以上で、前年中の合計所得金額が1,000万円以下の人。

☎市民税課 ☎(632)2233

### ■固定資産税の減免

▽内容 地方税法・市税条例などにより、実態に応じて減免。

▽対象 所有する家屋に著しい被害（半壊以上）を受けた人。

☎資産税課 ☎(632)2253

### ■国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者の医療費一部負担金の猶予または減免

▽内容 被災の実態などに応じて一部負担金を猶予または減免。

▽対象 住宅や家財、その他の財産について著しい損害を受けた人。

☎国民健康保険＝保険年金課 ☎(632)2316、後期高齢者医療＝保険年金課 ☎(632)2333

### ■国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免

▽内容 被災の実態に応じて保険税（料）を減免。

▽対象 住宅や家財、その他の財産について著しい損害を受けた人。

☎国民健康保険＝保険年金課 ☎(632)2320、後期高齢者医療＝保険年金課 ☎(632)2333

### ■国民年金保険料の免除

▽内容 被災の実態に応じて国民年金保険料を免除。

▽対象 住宅・家財・その他の財産が、おおむね2分の1以上の損害を受けた人。

☎保険年金課 ☎(632)2327、ねんきんダイヤル ☎0570 (05)1165、宇都宮西年金事務所 ☎(622)42

81

### ■介護サービス利用者負担額減免

▽内容 自己負担額（1割または2割）を2分の1以上減免。

▽対象 前年の所得が1,000万円以下の世帯で、本人または生計主が住宅や家財、その他の財産に著しい損害を受けた人。

☎高齢福祉課 ☎(632)2906

### ■介護保険料の徴収猶予または減免

▽内容 被害の状況などに応じて徴収を猶予または減免。

▽対象 前年の所得が1,000万円以下の世帯で、本人または生計主が住宅や家財、その他の財産に著しい損害を受けた人。

☎高齢福祉課 ☎(632)2907

### ■保育料の減免

▽内容 被災した世帯の保育料を減免。

▽対象 所得が1,000万円以下で、住居が半壊以上の損害を受けた世帯の人。

☎保育課 ☎(632)2393

### ■ごみ処理手数料の減免

▽内容 被災した家屋の建築廃材などで清掃工場での処理が可能ながみ（一般居住用）の処理手数料を減免。

▽対象 家屋に損害を受けた人。

☎廃棄物施設課 ☎(632)2666

### ■り災証明書の発行

▽内容 家屋・塀など構築物の被害状況の内容を証明するもの。

▽持ち物 免許証など本人確認ができる書類、代理人が申請する場合は委任状。

▽その他 り災証明書の発行には事前により災台帳への登録が必要です。詳しくは、資産税課 ☎(632)2253 へ。

☎市民課 ☎(632)2265、各(区)・(区)・(田)

▽内容 「守ろう女性と子どもの人権 被害者支援の現場から」と題した、大津恵子さん（全国女性性シエルトーネット理事）による講演会。  
DVなどの暴力を受けている被害者やその子どもが受ける影響を理解し、被害者に対して何ができるかを学ぶ。  
▽定員 先着150人。  
▽申込 電話またはファクス・Eメール（氏名・ふりがな・電話番号・年齢を明記）で、男女共同参画推進センター ☎(636)4075、FAX ☎(636)4079、☎u18100201@city.utsunomiya.tochigi.jp へ。  
2 ワークショップ「世界がもし100人の村だったら」  
▽時間 午前10時30分～正午。  
▽内容 世界の多様性や、貧富の格差を体感的に学ぶワークショップ。  
▽定員 先着30人。  
▽申込 電話またはファクス・Eメール（氏名・ふりがな・電話番号・年齢を明記）で、男女共同参画課 ☎(632)2346、FAX ☎(632)2343

47、☎u1810@city.utsunomiya.tochigi.jp へ。  
3 ミュージカル公演  
▽時間 午後1時30分～3時。  
▽内容 子どもミュージカル「どりーみんぐ」による参加型公演。  
4 人権相談  
▽時間 午後1時～3時。  
■その他 障がい者施設で作られた製品の販売なども行います。また、来場者には先着でプレゼントもあります。  
☎男女共同参画課 ☎(632)2346  
あなたの声を市政に  
まちづくり懇談会  
▽日時 11月19日(木)午後6時30分～。  
▽会場 築瀬回（南大通り2丁目）。  
▽内容 市のまちづくりなどについて、市民の皆さんと市長が地域の課題を中心に意見交換を行う。  
▽その他 2歳以上の未就学児の託児を希望する人は、開催日の1週間前までに、電話で、広報広聴課 ☎(632)2023 へ。

◎台風18号による大雨被害を受けた皆さんへ 国税についての申告や申請、請求、納税などを期限までできないときは、所轄税務署長に対し申告・納税などの期限の延長を申請することができます。詳しくは関東信越国税局 ☎http://www.nta.go.jp/kantoshinetsu/ をご覧になるか、最寄りの税務署へお問い合わせください。☎宇都宮税務署 ☎(621)2151（自動音声案内）



## お知らせ

11月25日～12月1日は  
犯罪被害者週間です

犯罪・交通事故の被害者やその遺族は、心や身体に深い傷を負い、長くその後遺症に苦しむことがあります。

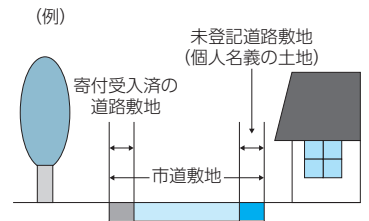
この週間に機会に、「もし自分や自分の家族・友人が犯罪や交通事故の被害にあつたらどのように向き合えばよいのか」など、傷ついたら人たちの心の痛みについて考えてみましょう。

▽被害者支援センターとちぎ 犯罪被害者やその遺族に対して、電話相談や、法廷・病院への付き添い、自助グループの支援などを行っています。詳しくは、被害者支援センターとちぎ ☎(643)3940へ。

7 生活安心課 ☎(632)213

## 認定市道の未登記道路 整理事業にご協力を

未登記道路とは、さまざまな事情により所有権移転がされず、市道敷地内に個



人名義で残る部分をいいます(右の図)。

現在、市では皆さんのご協力により寄付をいただき、未登記道路を解消する事業を進めています。なお、測量や登記に必要な費用は、市が負担します。詳しくは、市☎をご覧になるか、地籍課(市役所8階) ☎(632)2697へお問い合わせください。

## 都市計画の案を 縦覧します

■都市計画の案 次の都市計画案。①宇都宮都市計画区域の整備、開発および保全の方針(都市計画区域マスタープラン) ②宇都宮都市計画区域区分の変更③宇都宮都市計画用途地域の變更(上河内地区)。

▽期間 11月13～27日(土・

日曜日、祝休日を除く)。

▽会場 県都市計画課(県庁14階)、宇都宮土木事務所企画調査課(河内庁舎)、市都市計画課、上河内産業土木課(中里町)。

▽その他 案について意見がある人は、縦覧期間中、直接または送付で、〒320-8501 県都市計画課、〒321-0974 竹林町1030-2、宇都宮土木事務所企画調査課、〒320-8540 市都市計画課へ、①②は県知事宛て③は市長宛てに意見書を提出してください。

●県都市計画課 ☎(623)2465、市都市計画課 ☎(632)2565

## お気を付けてください 悠久の丘火葬に伴う副葬品

ひつぎの中に納める副葬品は、火葬中の事故防止などのため最小限にしてください。

## 納められない副葬品

▽破裂・爆発の恐れがあるもの スプレー缶、ライター、電池、心臓ペースメーカーなど。

▽遺骨への影響や公害の恐れがあるもの プラスチック

本文中に記載がないものは、原則として、対象どなたでも、費用無料、申込不要。HPホームページ、Eメールアドレス、地域自治センター、地区市民センター、出張所、生涯学習センター、生涯学習センター、地域コミュニティセンター、市民活動センター

## 記念日などの戸籍届け出 は窓口が混み合います

婚姻届や出生届などの戸籍届は、市民課(市役所1階)、各区域で受け付けていますが、大安の日や11月22日、クリスマス(12月25日)などの特定の日、休日明けの月曜日などは大変混み合い、待ち時間が長くなる場合があります。

なお、市役所閉庁時は、行政情報センター(市役所1階)で午前8時30分～午後7時、バンバ(馬場通り4丁目・5階)で午前10時～午後7時、警備員室(市役所地下1階)で午後7時～翌日午前8時30分にお預かりします。

●市民課 ☎(632)2270

## 住民登録は 正しく行われていますか

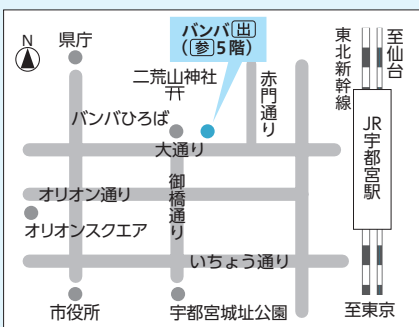
住民登録は、氏名・生年月日・性別・住所・世帯主との続柄などが記録され、国民健康保険・国民年金・児童手当など、各種行政サービスの基礎となります。

転入や転居をした場合は、引っ越しをした日の翌日から数えて14日以内に届け出が必要になる他、他市町村に転出する場合は、あらかじめ転出届が必要です。

行政サービスを確実に受けられるようにするために、引っ越しなどにより住所を移した場合は、速やかに住民登録の届け出を行ってください。

●市民課 ☎(632)2271

## バンバ出張所の 取扱い業務を一部休止



11月21日(土)・22日(日)は、バンバ(馬場通り4丁目・5階)の業務を一部休止します。詳しくは、お問い合わせください。

●バンバ ☎(616)1542

◎西刑部Ⅱ・平塚Ⅱ調査区の登記完了 平成21年度に地籍調査を行った、西刑部Ⅱ・平塚Ⅱ調査区(西刑部町・平塚町の各一部)の土地について、法務局での登記が完了しました。地籍課(市役所8階)で、地籍図や地積測量図(一筆地座標面積計算書)の閲覧や複写ができます。▽費用 地籍図の写し=1枚300円、地積測量図の写し=1筆300円。●地籍課 ☎(632)2238

# 動画で見る

## 皆さんの健康づくりに 気軽にエンジョイ Miya 運動

健康寿命の延伸に向けて、市民の健康づくりを推進するため、宇都宮大学教授の監修により市オリジナルの「気軽にエンジョイ Miya 運動」を作りました。運動器具がなくても日常生活の中で気軽に取り組むことができ、「ストレッチ編」「筋力運動編」「有酸素運動編」3種類の運動があり、個人の体力や身体状況に応じて選択できます。市庁から閲覧できる他、市保健センター（ララスクエア宇都宮9階）や各図書館でDVDを貸し出しています。

健康増進課 ☎(626)1126

## 自転車のマナーアップ チャリマナダンス

自転車マナーを、体を動かして楽しみながら覚えることができるように、ラッキィ池田さん（振付師）総合プロデューサーによる「チャリマナダンス」を作りました。「チャリ=自転車」「マナ=マナー」の意味。軽快な音楽に、車輪や足の動き、左側通行・ライトの点灯など、自転車に関する動きを表現したコミカルなダンスです。市庁から閲覧できます。

宇都宮ブリッツェン ☎(643)6626、都市魅力創造室 ☎(632)2460

## ようこそ宇都宮 宮愉快動画館

市庁に、「気軽にエンジョイ Miya 運動」や「チャリマナダンス」などの動画を掲載した動画コーナーを開設しています。随時、追加・更新していますので、トップページのバナー（右上の図）からご覧ください。

■観光PR映像 宇都宮の美しい風景や観光スポットなど、宇都宮の良さや魅力を市内外に発信。

■宮の知恵袋 119番通報の手順やごみの分別など、さまざま生活シーンで役に立つ内容をお知らせ。

■施設紹介 市の施設を紹介。

■定例記者会見 定例記者会見の発表事項をお知らせ。

問 広報広聴課 ☎(632)2028

◎映写機マークのある写真に、アプリ（無料）をダウンロードしたスマートフォンまたはカメラ付きタブレットをかざすと、AR（拡張現実）で動画を見ることができます。設定方法など、詳しくは、市庁をご覧ください。

ク、ビニール製品など。  
▽火葬の妨げとなるもの多量のドライアイス、書籍など。  
▽燃えないもの 時計、カメラ、陶磁器など。  
▽その他 火葬に伴い危険があるもの。  
問 悠久の丘 ☎(649)1150、生活安心課 ☎(632)2866

## 市営霊園墓地の利用者を募集

▽北山霊園（岩本町・返還墓地）第1種（20平方メートル）Ⅱ1区画、140万4000円。第2種（12平方メートル）Ⅱ3区画、65万5000円。第3種（6平方メートル）Ⅱ5区画、25万円。第4種（4平方メートル）Ⅱ7区画、16万4000円。  
▽東の杜公園（氷室町）第4種（4平方メートル）Ⅱ30区画、23万円。芝生（0.73平方メートル）Ⅱ30区画、23万円。

▽河内北霊園（白沢町）第1種（4%平方メートル）Ⅱ20区画、25万円。  
▽上河内東山霊園（中里町・返還墓地）第1種（7.5平方メートル）Ⅱ1区画、21万5000円。  
■対象 次の全てに該当する人。①市内に引き続き6カ月以上住民登録している②祭祀を主宰すべき遺骨がある。東の杜公園・第4種のみ遺骨のない満70歳以上の人も可。ただし、埋葬すべき遺骨がある人優先③使

用できる墓地を持っていない。ただし、遠方の墓地を整理する場合は可。  
■申込 北山霊園・聖山公園・東の杜公園管理事務所、各區・区・団、生活安心課（市役所2階）に置いてある申込用紙に必要事項を書き、添付書類をお持ちの上、11月19日までに、直接、各霊園管理事務所へ。土・日曜日、祝休日も受け付けます。  
■抽選（日時・対象霊園墓地）

北山霊園管理事務所会場 ☎(624)0316 12月1日（火）午後2時～Ⅱ北山霊園・河内北霊園・上河内東山霊園。  
▽東の杜公園管理事務所会場 ☎(667)8588 12月2日（水）午後2時～Ⅱ東の杜公園。  
■その他 必要書類など、詳しくは、申し込みの手引きをご覧ください。なお、以前に市営霊園の抽選に外れた人は書類を省略できることがあります。  
問 生活安心課 ☎(632)2819

◎地籍調査成果の閲覧ができます 平成26年度に一筆調査（境界立会い）を行った各調査区の、地籍図と地籍簿の案ができました。▽期間 11月11～30日、午前9時30分～午後4時。土・日曜日、祝休日を含む▽会場 横川区（屋板町）▽調査区 屋板Ⅳ（屋板町の一部）、東横田・上御田（東横田町・上御田町各一部）、中島Ⅰ（中島町の一部）▽持ち物 印鑑（ゴム印不可）。問 地籍課 ☎(632)2238